

かずさ水道広域連合企業団入札約款

令和 2 年 4 月 1 日施行

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 1 2 月 1 1 日一部改正

令和 8 年 5 月 1 9 日一部改正

(目的)

第 1 条 かずさ水道広域連合企業団の発注に係る工事又は製造その他の請負及び物件の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号、以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号、以下「自治令」という。）及びかずさ水道広域連合企業団財務規程（平成 3 1 年管理規程第 4 号）等その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。ただし、電子入札についてはこの約款にかかわらず、かずさ水道広域連合企業団電子入札約款の定めによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、当該事業の図面、仕様書、事業説明書及び契約書案等（以下、「設計図書等」という。）を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書（様式第 1 号）は、封かんのうえ封筒に入札参加者名を表記し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時までに入札場所に参集し、提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札の前に委任状（様式第 2 号）を提出しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人（復代理人を含む。）は、入札の前に誓約書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人（復代理人を含む。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、自治令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人（復代理人を含む。）とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第4号)を入札担当課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしてはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 かずさ水道広域連合企業団(末端給水事業)建設工事入札予定価格事前公表取

扱要領による入札において、入札参加者が1人である場合又は入札参加者が辞退等により1人となった場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

3 その他入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 事後審査型の一般競争入札において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (10) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及びかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長(以下、「広域連合企業長」という。)から指示された書類を期限までに提出しない者のした入札
- (11) 入札金額積算内訳書の提出が必要な入札において、次のいずれかに該当する入札
 - ア 入札金額積算内訳書の提出がなかった者のした入札(再度入札を除く。)
 - イ 入札金額積算内訳書に記載の不備がある入札
 - ウ 入札金額積算内訳書の積算が整合しない入札
 - エ 入札書と入札金額内訳書が整合しない入札
- (12) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (13) 入札書の金額が0円の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回った入札
- (2) 再度入札において、1回目の最低入札価格以上の入札
- (3) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格に110分の100を乗じて得た額を超える入札
- (4) 低入札価格調査基準価格で価格失格判定基準を設定した入札において、価格失格判定基準に110分の100を乗じて得た額を下回る入札
- (5) 低入札価格調査基準価格を設定した入札において、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められなかった者のした入札
- (6) 事後審査型の一般競争入札において、資格確認の審査を行い、入札参加資格を満たしていないと認められた者のした入札

(保留)

第9条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、落札を保留する。

- (1) 事後審査型の一般競争入札において、落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (2) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第10条 入札参加者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者を落札者とする。また、低入札価格調査基準価格を設けている場合で、その基準価格を下回った価格をもって入札した者については、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査したうえで、落札者とする。

2 自治令第167条の10第1項並びに第167条の10の2第1項及び第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により契約を締結しようとする場合の落札者の決定方法は別に定める。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第 1 1 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者を対象にくじを引かせて落札者を決定する。

2 第 9 条により落札を保留とした入札においては、前項のうち「落札者」とあるのは「審査順位」と読み替える。

3 前 2 項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第 1 2 条 かずさ水道広域連合企業団(末端給水事業)建設工事入札予定価格事前公表取扱要領による入札以外で開札した場合において、各人の入札のうちに、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、低入札価格調査基準価格の調査した結果、調査対象者を落札者としめない場合又は事後審査型の一般競争入札において、資格確認の審査を行い、資格確認対象者を落札者としめない場合であって、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を行うことができる。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として 1 回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者とする。ただし、最低制限価格入札を設けた入札においては、最低制限価格を下回る入札をした者、低入札価格調査基準価格で価格失格判定基準を設けた入札において、価格失格判定基準を下回る入札をした者又は事後審査型の一般競争入札において、資格確認の審査を行い、入札参加資格を満たしていないと認められた者、若しくは入札が無効となった者は再度入札に参加できないものとする。

4 再度入札における入札参加辞退の方法は、第 3 条を準用するものとする。

(入札の不調)

第 1 3 条 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札を不調とするものとする。

(契約の締結)

第 1 4 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、広域連合企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第15条 一般競争入札において入札参加者は、その入札参加者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相応する額を入札保証金として、入札前に納めなければならない。ただし、入札保証金の一部又は全部をおさめさせないことができるものとする。この場合において、公告文中に一部免除又は免除と表示する。

2 前項ただし書き以下の規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相応する額の違約金を納付しなければならない。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券の価額は、当該各号に定める価額とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国際ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価額が額面又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の保証する小切手 保証する金額

(4) 銀行又は予算執行者が確実と認める金融機関の保証 保証する金額
（入札保証金の還付）

第16条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（契約の保証）

第17条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、広域連合企業長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険
契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の1
0分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したと
きは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項
第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第18条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の
履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしな
ければならない。

(異議の申立)

第19条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書等についての不明を理由
として異議を申し立てることはできない。

(入札金額積算内訳書の提出)

第20条 広域連合企業長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額積算内
訳書の提出を求めることができる。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第21条 本約款に規定する公告、通知、及び質問書は、電磁的な方法によること
もできるものとする。

(その他)

第22条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年4月1日)

この約款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この約款は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月11日)

この約款は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 1 9 日）

この約款は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

入 札 書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

御指示の入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約書(案)のとおり請負いたします。

円也

件 名

場 所

※金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。

様式第2号（第2条関係）

委任状

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人の氏名

私は、都合により（ 印）を代理人と定め、下記の入札及び
見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件 名

場 所

様式第3号（第2条関係）

誓約書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

件 名

場 所

上記の入札に際し、談合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

様式第4号(第3条関係)

入札辞退届

件名 _____

上記について

入札参加申請を行いました
指名を受けました

 が、別紙理由により入札

参加を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

注意

- 1 この届けは、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)してください。
- 2 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず契約担当者に直接持参してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。

